

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(6 月 30 日)
(第 17 号)

第 17 号
6 月 30 日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第17号

○平成22年6月30日（水曜日）

議事日程（第17号）

平成22年6月30日（水）午前10時開議

- 第1 議案撤回の件
- 第2 議案第87号から議案第90号まで、議案第93号から議案第98号まで及び
議案第100号から議案第106号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第3 請願の件
〔採決〕
- 第4 意見書案第10号及び意見書案第11号
〔採決〕
- 第5 議案第109号から議案第111号まで
〔提案説明、採決〕
- 第6 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第7 議員派遣の件
- 第8 閉会中の継続審査及び調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案撤回の件
- 日程第2 議案第87号から議案第90号まで、議案第93号から議案第98号まで及び

議案第100号から議案第106号まで

日程第3 請願の件

日程第4 意見書案第10号及び意見書案第11号

日程第5 議案第109号から議案第111号まで

日程第6 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第7 議員派遣の件

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	長 田	隆 尚
2	番	津 村	衛
3	番	森 野	真 治
4	番	水 谷	正 美
5	番	杉 本	熊 野
6	番	村 林	聡
7	番	小 林	正 人
8	番	奥 野	英 介
9	番	中 川	康 洋
10	番	今 井	智 広
11	番	藤 田	宜 三
12	番	後 藤	健 一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹 井	健 司
15	番	中 村	勝
16	番	稲 垣	昭 義
17	番	北 川	裕 之
18	番	服 部	富 男

19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	西	塚	宗	郎
44	番	萩	野	虔	一
45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美

49	番	萩原	量吉
50	番	藤田	正美
欠席議員	1名		
35	番	貝増	吉郎
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大森	秀俊
書記(事務局次長)	高沖	秀宣
書記(議事課長)	原田	孝夫
書記(企画法務課長)	永田	慎吾
書記(議事課副課長)	米田	昌司
書記(議事課主査)	平井	靖士
書記(議事課主査)	坂井	哲

会議に出席した説明員の職氏名

知事	野呂	昭彦
副知事	安田	敏春
副知事	江畑	賢治
政策部長	小林	清人
総務部長	植田	隆
防災危機管理部長	東地	隆司
生活・文化部長	山口	和夫
健康福祉部長	真伏	秀樹
環境森林部長	辰己	清和
農水商工部長	渡邊	信一郎

県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	浜中 洋行
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	林 敏一
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	高杉 晴文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	牛場 まり子
教育長	向井 正治
公安委員会委員	西本 健郎
警察本部長	河合 潔
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄
人事委員会委員長	飯田 俊司
人事委員会事務局長	堀木 稔生
選挙管理委員会委員長	浅尾 光弘

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

知事から会議規則第15条第2項の規定により、事件撤回請求書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第10号及び意見書案第11号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第109号から議案第111号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

平成22年6月21日

三重県議会議長 様

三重県知事 野 呂 昭 彦

事 件 撤 回 請 求 書

事 件 名 議案第107号 調停案の受諾について

平成22年6月7日提出した上記の事件は次の理由により撤回いたしたいので、

三重県議会会議規則第15条第2項の規定により請求します。

理由

平成22年4月22日の調停において、各当事者が公害調整委員会調停委員会提示の調停案を受諾することで合意していましたが、申請人から、平成22年6月18日付けで意見書が提出され、調停案を受諾しないとの意思表示を明確にしたことから、議会の議決を経ても調停が成立する見込みがないため、議案を撤回します。

生活文化環境森林常任委員会審査報告書

議案番号	件名
106	広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月22日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

生活文化環境森林常任委員長 前野 和美

県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
89	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
97	三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
103	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月22日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

県土整備企業常任委員長 服部 富男

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
98	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
100	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
104	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月22日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 杉本 熊野

政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
90	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
105	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月23日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

政策総務常任委員長 水谷 正美

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
87	平成22年度三重県一般会計補正予算（第2号）
88	平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
93	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
94	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
95	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
96	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
101	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
102	三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月28日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 (6 月) 分)

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請68	「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出を求めることについて	津市寿町7-50 新日本婦人の会三重県本部 会長 西川 委久代	真 弓 俊 郎 吉 萩 原 量	継続 審査

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請69	脳脊髄液減少症の医療推進を求めることについて	四日市市下之宮町330-1 ファミリー富田902号 脳脊髄液減少症ネットワ ーク ひまわりの会 三重県支 部 代表者 原田 玲子	長 田 隆 尚 水 谷 正 美 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美	採 択
請70	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出を求めることについて	津市寿町7-50 新日本婦人の会 三重 県本部 会長 西川 委久代 伊勢市勢田町103-33 池田 ミチ子	長 田 隆 尚 水 谷 正 美 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美	採 択
請71	県民が安心できる救急医療体制（特に小児救急医療）の実現を求めることについて	亀山市みずほ台14-92 安部 恵美子	長 田 隆 尚 水 谷 正 美 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美	採 択

意見書案第10号

脳脊髄液減少症の治療等の推進を求める意見書案
上記提出する。

平成22年6月21日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長

後 藤 健 一

脳脊髄液減少症の治療等の推進を求める意見書案

脳脊髄液減少症は、脳脊髄液が持続的又は継続的に漏れることによって脳脊髄液が減少し、頭痛、頸部痛、めまい、耳鳴り、視覚機能障害又は倦怠などさまざまな症状を起こす病気である。この病気は、交通事故やスポーツによる外傷などを原因として子供からお年寄りまで誰でもなり得るものである。

この病気についての診断法や治療法が未だ確立されていないところであるが、近年は有効な治療法として、患者自身の血液を患部に注入して脳脊髄液の漏れを止めるブラッドパッチ療法が実施されている。

しかしながら、このブラッドパッチ療法は医療保険の適用対象外であるため、患者は高額な治療費を自己負担しなければならず、また、この病気についての一般的な認知度が低いため、怠慢である等との批判を受け苦しんでいる患者も多くいる。

このように、脳脊髄液減少症は患者や家族等にとって、経済的又は精神的に大きな負担となっており、治療法の確立を含めた対応が必要である。

よって、本県議会は、国において、下記の事項を早急に実現されることを強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症について、診断法や治療法の研究をさらに推進するとともに、ブラッドパッチ療法を含む治療に対して医療保険を適用すること。

- 2 交通事故によって脳脊髄液減少症となった患者のブラッドパッチ療法による治療に対して自動車損害保険を適用すること。
- 3 交通事故による鞭打ち症と脳脊髄液減少症との関連について、実態調査を早急に実施するとともに、患者やその家族等に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 教育現場において、脳脊髄液減少症についての周知を図り、この病気を原因とした長期欠席児童又は生徒の学習支援の体制を確立するとともに、脳脊髄液減少症の治療を災害共済給付制度の対象に加えること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣、厚生労働大臣

意見書案第11号

子宮頸がんを予防するワクチンに関する意見書案
上記提出する。

平成22年6月21日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長

後 藤 健 一

子宮頸がんを予防するワクチンに関する意見書案

子宮頸がんは、わが国の20歳代及び30歳代女性にとって最も発症率の高いがんであり、年間10,000人以上が発症し、約3,500人が亡くなっていると推定され

ている。この子宮頸がんの発生には、ヒトパピローマウィルス（HPV）の感染が関連しているとされており、ワクチンの接種による予防が期待されている。

昨年10月、このHPVワクチンの国内での使用が承認されたところであり、ワクチンに対する免疫反応が良好な10歳代前半の女性への接種が、最も有用性が高いと言われている。

しかし、この接種には数万円の費用を要し、現在は、この全額を自己負担する必要があるため、この接種が普及するためには公費負担が不可欠とみられる。日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11歳から14歳の女子への接種に公費負担を求めている。

なお、世界中の100を超える国々でワクチン接種が行われ、先進国を中心に約30カ国で公費負担が行われている。

よって、本県議会は、国において、子宮頸がんの予防及び早期発見のための取り組みを推進するため、下記の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 女性のほとんどが一生に一度はHPVに感染する可能性が高いことにかんがみ、10歳代前半の女性へのHPVワクチンの接種に対する公費負担を行うこと。
- 2 我が国におけるHPVワクチンの開発、製造又は接種の在り方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進めるとともに、効果や副作用を検証するなどの必要な対応を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣
厚生労働大臣

追加提出議案件名

議案第109号 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第110号 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて

議案第111号 収用委員会委員及び予備委員の選任につき同意を得るについて

議案撤回

○議長（三谷哲央） 日程第1、議案撤回の件を議題といたします。

去る6月7日、知事から提出されました議案第107号調停案の受諾については、6月21日付をもって撤回の請求がありました。

お諮りいたします。議案第107号の撤回については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

委員長報告

○議長（三谷哲央） 日程第2、議案第87号から議案第90号まで、議案第93号から議案第98号まで及び議案第100号から議案第106号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。前野和美生活文化環境森林常任委員長。

〔前野和美生活文化環境森林常任委員長登壇〕

○生活文化環境森林常任委員長（前野和美） 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第106号広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについては、去る6月22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致

をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、6月18日に開催した委員会での調査も含め、特に議論のありました事項について3点申し述べます。

1点目は、新県立博物館の整備についてであります。

本年度は新県立博物館の開館に向けて、昨年3月に作成した新県立博物館事業実施方針に基づき、ともに考え、活動し、成長する博物館の実現に向けて、四つのテーマに沿った取組を推進するとともに、平成22年度の検証結果を新博物館の活動と運営としてまとめるとしています。

取組にあたっては、県内博物館等との連携を深めるとともに、レファレンスの充実など、だれもが利用しやすい施設とすることが重要だと考えます。また、今回、新県立博物館の展示設計について、最終報告の素案が示されましたが、県当局におかれては、自然の中でこういった歴史や文化がはぐくまれてきたのかを感じることができる展示方法につき、さらに検討を重ねられることを要望します。

2点目は、緊急雇用対策事業等の取組状況についてであります。

県内の有効求人倍率はいまだ低い水準で推移しており、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。来春の卒業生の就職についても、さらに厳しい状況であることが予想されていることから、県当局におかれては教育委員会やハローワーク等との連携により、きめ細かな対応をされるよう要望します。

3点目は、産業廃棄物の不適正処理事案についてであります。

桑名市五反田事案については、有害物質を含む地下水の流出防止のため、遮水壁や水処理施設を設置し、汚染地下水を浄化する行政代執行を行っているところです。しかし、昨年11月の環境基準の改定に伴い、新たに追加された1.4ジオキサンが環境基準値を上回る濃度で検出されたことにより、水処理施設の改良補修などの緊急措置を講ずる必要が生じたため、諸般の進めるとともに、恒久対策についても検討を進めているということです。

当局におかれては、新たな有害物質による汚染地下水の拡散防止のため、緊急措置を早急に実施し、恒久対策についてもなるべく早い段階で実行に移

せるよう努められることを要望いたします。

最後に、2010年版県政報告書（案）に係る事項について申し述べます。

重点事業くらし11「森林再生『三重の森林づくり』」についてであります。

本年5月に公布された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、県においても木材利用に関する基本方針を策定され、県有施設の備品や内装等、県産材の一層の利用促進につなげていかれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三谷哲央） 服部富男県土整備企業常任委員長。

〔服部富男県土整備企業常任委員長登壇〕

○県土整備企業常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第89号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る6月22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、河川の維持管理についてであります。

県内の河川では河床に土砂が堆積し、草木が生い茂るなど、早期に撤去が必要と判断される箇所が数多く存在しております。集中豪雨による堤防決壊など、洪水被害の危険性が叫ばれている中、県民の安全・安心を確保するためにも、緊急性の高い箇所については、地元市町とも連携しながら、早期に河床掘削などの治水対策に取り組まれることを強く要望します。

次に、新道路整備戦略の見直し方針についてであります。

執行部の説明では、見合わせていた見直し作業を再開し、今年度中を目標に限られた予算の効率的な投資と既存施設の有効活用を考慮し、計画期間を短期とした道路整備方針として取りまとめるとのことあります。

このたび今後の見直しの方針が示されましたが、従前に計画された道路整備についても一定の配慮をするなど、地域の意見も聴きながら、できる限り交通渋滞の緩和などの効果が早期にあらわれるような計画の策定に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三谷哲央） 杉本熊野教育警察常任委員長。

〔杉本熊野教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第98号公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る6月18日及び22日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、当委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

まず、議案第100号三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案に関する事項についてであります。

本議案は平成23年4月に神戸高校定時制と亀山高校定時制を統合し、飯野高校に定時制課程を新設しようとするものです。この新たな課程は外国人生徒の高校進学が増加している地域にあって、これまで3校が培ってきた多文化共生教育の理念と実践を踏まえ、外国人生徒教育の一層の充実を図るとともに、日本人と外国人の生徒がともに学ぶ教育をとおして、これからの多文化共生社会を先導的に切り開いていく力を育成する教育を目指しています。

さらに、多文化共生社会を創造するために、外国人生徒等の保護者や地域の人々等の学習ニーズにも対応する学習支援拠点としての学校づくりを進めようとしています。このことは新しい取組であり、高く評価し、期待するところです。なお、統合に当たって、通学が困難になる亀山地域の生徒の学習機会が失われることのないよう、環境整備に配慮することを要望します。

次に、所管事項調査のうち、特別支援教育の推進についてであります。

ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会の実現が求められています。そのために、障がいのある子どもたちと地域がこれまで以上にかかわっていくことが重要であると考えます。

地域の人々と特別支援学校が日常的に相互にかかわりを持てるような開かれた学校づくりや、子どもたち一人ひとりの力が十分引き出せるような特色あるカリキュラムを持った学校づくりを検討されるとともに、県立特別支援学校整備第二次実施計画については、策定に向け引き続き検討されるよう要望します。

また、障がいのある子どもたちの就労先の確保については、昨年度から特別支援学校に職域開発支援員を配置するなどの取組や関係機関との連携によって特別支援学校の新卒者の雇用が改善しました。今後は就職した生徒が継続して働き続けられるよう、障がい者雇用に関する企業側の理解がさらに深まる取組を他部局と連携して推進することを要望します。

最後に、暴力団排除条例（案）についてであります。

現在、県当局において社会全体で暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例の策定に向け検討が進められています。近隣府県においても同様に暴力団排除条例の策定が予定されておりますが、近隣府県との情報交換を密にして検討することを要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三谷哲央） 水谷正美政策総務常任委員長。

〔水谷正美政策総務常任委員長登壇〕

○政策総務常任委員長（水谷正美） 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第90号三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る6月23日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第90号につきましては全会一致をもって原案を可決、議案第105号につつま

しては賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、6月21日に開催した本委員会での調査も含め、特に議論がありました事項について2点申し述べます。

初めに、議案第105号財産の処分についてであります。

本議案は、旧尾鷲高校長島分校敷地について紀北町への売り払いを行うものですが、当該敷地の半分以上は過去に旧長島町から県へ学校用地として寄附されたものです。今後は市町から無償で寄附を受けた土地等については、無償譲渡などを含め、過去の経緯を考慮した売り払いが可能となるよう、関係規定を見直されることを要望します。

次に、過疎地域の自立促進についてであります。

県当局におかれては、現在新過疎法に基づく過疎地域自立促進方針や過疎地域自立促進計画を策定中とのことですが、この方針や計画が一層の効果を上げるためには十分な検証に基づいた事業の実施が求められます。このため、新しい方針のもとでは3年程度の一定期間ごとに成果等の検証を行い、必要に応じて見直しを図るなど、効果的な事業の実施に取り組まれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三谷哲央） 西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第87号平成22年度三重県一般会計補正予算（第2号）外7件につきましては、去る6月21日から23日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、6月28日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） ただいま上程中の17議案中、議案第105号財産の処分について、1件のみ日本共産党県議団としては反対、残り16議案は賛成であることを表明し、討論を行いたいと思います。

105号の財産の処分については、今も水谷委員長からも既に見直しの方向も明確に指摘をされたところでもありますので、私からもう何をかいわんやという点もありますけれども、この長島高校の今年3月31日での閉校に当たっての当該敷地、これを1億242万7000円で売り払おうとするものであります。

しかしながら、この用地の54%に当たる1万7000平米が、約5300坪に当たりますけれども、これは旧長島町長から無償で県教育委員会に譲渡されたというか、いわゆる寄附をされた用地であります。これも含めて半額にするとは言うものの、お金を払えというわけでありますから、これは全くおかしいということは多くの県議の皆さんも、また、県当局でさえ現時点ではこの条項がおかしいということになってきているのではないかと、このようにも思うわけであります。

かつて県立高校を建設するときには、各市町村が、あるいは個人の方も含めて大変な負担をして、そして、当時は土地ばかりではなくて校舎建築の寄附金まで取って、それで建設されてきたという経緯もあります。現在の団塊世代の人たちが高校に入る時期、1970年代、昭和45年以降のときにはとりわけ高校の新增設がたくさん行われたわけでありまして、それに対する市町村や父母の税外負担が押しつけられてきていました。

これは全国的にもルール違反だと、税外負担はおかしいという運動や国への意見書等の提出もあって、全国的な運動の中で1963年、昭和38年、に地方財政法の追加が行われて改正されて、そして、すなわち地方財政法第27条の

3に、都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費として、都道府県は当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し直接であると間接であるとを問わずその負担を転嫁してはならないと明確に禁止されたものであります。この建設事業には、当然土地の取得、演習場、農場なども含まれているという実例判例もあるわけであります。

ところが、三重県は残念ながらこの改善をせずに、いつまでも用地提供を強要してきたという経緯がございます。現在県下の県立高校の用地を、平成10年の調査によってとりあえず調査集計をしていただいた数字をいただきましたけれども、県立高校の敷地380万2084平米のうち34.25%に当たる125万9880平米、まさに3分の1以上が市町村、あるいは個人、一部法人などありますが、寄附されたという経緯がございます。無償寄附であります。現在の県立学校78校中53校、何と68%、3分の2以上が市町村の土地提供によって、寄附によってつくられたという経過があります。

このように無償提供された土地を高校閉鎖などによって市町村へ返すというときには、当然長い間お世話になりましたとお礼を言って無償でお返しするというのは、当然の世間の常識だと言わなければならぬわけでありますけれども、このような法違反をやって土地提供をさせておき、その必要がなくなったら時価で、半分にはするとは言うものの、売り払いを強要するというのはもってのほか。こんなひどいやり方は断じて許せないというふうに思います。

県と市町は対等平等のパートナーというふうに県は盛んに言っております。ところが、私が調べてびっくりしましたけれども、地方財政法違反ということで裁判で提起された津西校は、これは殊新しいところですから多くの皆さんは御存じだと思うんですが、津西校は裁判で訴えられ、しかも名古屋高裁では一時有罪というか、法違反だというような明確な判断が下ったために、無償貸し付けになっています。いまだに津市の土地になっています。ここだけです。

それから、この近くにある国立三重大学の附属小・中学校の土地、これは

県有土地が提供されているんです。ところが、この土地は何と有償の貸し付けでありまして、まだ三重県の土地になっているわけですね。だから、無償譲渡ではない。こういう点からして、県と国との関係から言っても、この県と市町との無償譲渡というのは全くおかしい、許せないことでありまして、このような上下関係、主従関係がいまだに起きているということは許すことができないことであります。

しかも、これまた廃校になっている旧大台町の返還される宮川高校の場合には、寄附に際しての条件に不必要となった場合には無償無条件で返還するという条件があるから、これはお金をいただかない、無償だって、こんな不合理、不公平がある。こういう問題であります。

この点を先日の6月25日の記者会見で知事に記者からの質問があつて、知事もこの不合理については認められながら、よく検討させていきたいとか、あるいは今後きちっと整合性のとれたそういったものをこれからよく検討の中でしっかり構築できるようにしてまいりたい、既にそのようにおっしゃってみえるわけでありますので、これは財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の改正、このことが早急に求められているところだと、このように思うわけであります。

先ほどの委員長の指摘にもあつたとおりでありまして、ぜひ私どもはこのことを強く求めながら、本議案に対しては、やはりこれまでの経緯とのかかわりも含めてこれを認めるわけにはいかない。こういう点を表明し、討論を行うところでございます。ぜひ町長さんとしてこの土地提供に苦勞された議員の皆さん方もおられるところでありますので、どうぞ私どもの反対に御賛同をいただきますように強く訴えを申し上げて討論を終わるものであります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第87号から議案第90号まで、議案第93号から議案第98号まで、議案第100号から議案第104号まで及び議案第106号の16件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第87号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第87号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

次に、議案第105号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（三谷哲央） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する健康福祉病院常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択3件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

請願第69号脳脊髄液減少症の医療推進を求めることについて、請願第70号子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出を求めることについて及び請願第71号県民が安心できる救急医療体制特に小児救急医療の実現を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
健康福祉病院常任委員会関係

請願第71号 県民が安心できる救急医療体制（特に小児救急医療）の実現を
求めることについて

意 見 書 案 審 議

○議長（三谷哲央） 日程第4、意見書案第10号脳脊髄液減少症の治療等の推進を求める意見書案及び意見書案第11号子宮頸がんを予防するワクチンに関する意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を

省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

- 議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

意見書案第10号及び意見書案第11号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

追 加 議 案 審 議

- 議長（三谷哲央） 日程第5、議案第109号から議案第111号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。野呂昭彦知事。

〔野呂昭彦知事登壇〕

- 知事（野呂昭彦） ただいま上程されました議案第109号から議案第111号について御説明いたします。

これらの議案はいずれも人事関係議案であり、公安委員会委員、人事委員会委員、収用委員会委員及び予備委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上甚だ簡単でございますが、提案の説明といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議案第109号から議案第111号までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案にいずれも同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（三谷哲央） 日程第6、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、健康福祉病院常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。後藤健一健康福祉病院常任委員長。

〔後藤健一健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（後藤健一） 御報告申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、去る6月21日及び23日に開催されました健康福祉病院常任委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、2010年版県政報告書（案）に関してです。

施策番号341医療体制の整備については、ある程度進んだとの評価がなされています。施策目標項目等は達成されているものの、現在の医師不足の状況等を見ると、県民の実感からは乖離したものではないかとの議論がありました。県当局においては、施策の進展度の評価が県民の実感が反映されたものとなるよう、指標の設定方法を含めて次期戦略計画策定に向けさらに検討されるよう要望します。

次は児童虐待についてです。

本年4月の鈴鹿市において、あってはならない重篤な児童虐待事件が起ってしまった。この事件については、県当局内部での点検とあわせて外部の有識者で構成された検証委員会で多角的な検証が進められています。

県当局においては、このような事件が今後二度と起こらないよう、現場の実態に即した有効な対策の構築に向けて真摯に取り組まれることを強く要望いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議 員 派 遣 の 件

○議長（三谷哲央） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

採 決

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第4回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

紀伊半島地域に係る諸課題について意見交換を行うために開催する「第4回紀伊半島三県議会交流会議」に東紀州選出議員及び各会派から1名ずつ出席する。

(2) 派遣場所 奈良県奈良市

(3) 派遣期間 平成22年7月26日 1日間

(4) 派遣議員	津村 衛 議員	今井 智広 議員
	北川 裕之 議員	中森 博文 議員
	真弓 俊郎 議員	野田 勇喜雄議員

1 第6回全国自治体議会改革推進シンポジウム

(1) 派遣目的

議会改革を目指す全国の自治体議会議員が一堂に会し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制を踏まえた改革の方向性について認識を深めるとともに、交流連携を図ることを目的として開催するシンポジウムに出席する。

(2) 派遣場所 大阪府大阪市

(3) 派遣期間 平成22年8月2日

(4) 派遣議員

長田隆尚 議員	津村 衛 議員	森野真治 議員
水谷正美 議員	杉本熊野 議員	村林 聡 議員
小林正人 議員	奥野英介 議員	中川康洋 議員
今井智広 議員	藤田宜三 議員	後藤健一 議員
辻三千宣 議員	笹井健司 議員	中村 勝 議員
稲垣昭義 議員	北川裕之 議員	服部富男 議員
末松則子 議員	中嶋年規 議員	竹上真人 議員
青木謙順 議員	中森博文 議員	真弓俊郎 議員
舘 直人 議員	日沖正信 議員	前田剛志 議員
藤田泰樹 議員	田中 博 議員	大野秀郎 議員
前野和美 議員	水谷 隆 議員	野田勇喜雄議員
岩田隆嘉 議員	貝増吉郎 議員	山本 勝 議員

吉川 実 議員	舟橋裕幸 議員	中村進一 議員
西塚宗郎 議員	萩野虔一 議員	永田正巳 議員
山本教和 議員	西場信行 議員	中川正美 議員
萩原量吉 議員	藤田正美 議員	

閉会中の継続審査・調査

○議長（三谷哲央） 日程第8、閉会中の継続審査及び調査の件を議題といたします。

本件は、政策総務常任委員会外6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続審査・継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申し出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申し出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続審査・継続調査 申出事件一覧表

政策総務常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 地域振興の推進について
- 1 東紀州地域の対策について
- 1 行財政の運営について

防災農水商工常任委員会

- 1 危機管理の推進について
- 1 防災対策の推進について

- 1 農業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について
- 1 商工業の振興対策について
- 1 中小企業の育成対策について
- 1 観光の振興対策について
- 1 科学技術の振興について

生活文化環境森林常任委員会

- 1 生活文化行政の総合的推進について
- 1 雇用安定対策について
- 1 環境行政の推進について
- 1 林業の振興対策について

請願第68号 「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める
意見書」提出を求めることについて

健康福祉病院常任委員会

- 1 社会福祉対策の総合的推進について
- 1 保健医療行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成対策について
- 1 病院事業の運営について

県土整備企業常任委員会

- 1 公共土木施設の整備促進について
- 1 都市計画、住宅、下水道、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について

- 1 体育・スポーツの振興について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予 算 決 算 常 任 委 員 会

- 1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

○議長（三谷哲央） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

閉 会

○議長（三谷哲央） これをもって、平成22年第1回定例会を閉会いたします。
午前10時35分閉会

□閉会に当たり、三谷哲央議長、野呂昭彦知事は、それぞれ次のあいさつを述べた。

○議長（三谷哲央） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
去る2月16日に開会いたしました平成22年第1回定例会は、135日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

議員の皆様方におかれましては、提出されました諸議案をはじめ、県政の諸課題について終始熱心に御審議を賜りますとともに、議事運営にも格別の御協力をいただき心より感謝を申し上げます。

さて、今定例会を振り返りますと、2月、3月会議では、県立病院改革や新県立博物館建設問題など、県の将来に長く影響を及ぼす重要案件を審議いたしました。特に県立病院改革に関しましては、県民や地域の皆様方の理解と納得が何よりも重要であるとの考え方に立ち、当初予算の修正も視野に入れた厳しい議論を当局と重ねましたが、関係各位の御努力の結果、最終的には合意に達し、将来の方向性を見出すことができました。

また、この6月会議では、宮崎県における口蹄疫の拡大を踏まえて、県内発生等に備えた補正予算や国への意見書案を審議したほか、引き続き経済不況等、雇用不安に対処するための第八次緊急雇用・経済対策の補正予算など、県民生活に大きくかかわる案件も審議いたしました。

さて、今定例会中には議会改革の取組も大きく進展いたしました。4月には会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議から議事運営等につきまして様々な改善策が提案され、その多くは6月議会から実行に移されております。また、5月には、議会の附属機関でございます議会改革諮問会議から議会改革の検証結果の中間まとめとして第1次答申が提出され、今後議会改革推進会議で内容を協議し、必要な対応を図っていくこととなっております。二元代表制の一翼を担う議会として、県民の負託にこたえるべくさらなる改革を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、暑さに向かう折から議員並びに執行部の皆様には健康に十分留意され、県政進展のため一層御活躍いただきますことをお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。(拍手)

○知事（野呂昭彦） 閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、2月16日の開会以来、本日まで4カ月半の長期にわたり開催されましたが、その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議いただきましたことに感謝いたしますとともに、人事案件につきましても御同意をいただき、厚く御礼申し上げます。

本議会を通じまして議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意

見等につきましては、これを十分尊重いたしまして、今後の県政の推進にさらに努力をいたしてまいりますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御健康に十分御留意の上、なお一層県政発展のために御活躍をいただきますことをお祈り申し上げて、簡単でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 三 谷 哲 央

副 議 長 野 田 勇 喜 雄

副 議 長 森 本 繁 史

署名議員 藤 田 泰 樹

署名議員 田 中 博

署名議員 貝 増 吉 郎